

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

奨学金の借用金額（増額があった場合を含む）を確認し、本人及び下記の各人の了承を得たうえで下記のとおり旧連帯保証人（旧保証人）を新連帯保証人（新保証人）に変更しますので、必要な書類を添付の上お届けします。

		変更届記入日		平成	年	月	日
本人	奨学生番号	←11桁の数字を記入してください					
	住民票記載の住所	〒					
	フリガナ氏名						印↓
	漢字氏名(自署)						
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	性別	男・女
	電話番号	()	携帯電話番号	()			
Eメールアドレス							
新連帯保証人	住所	〒					
	フリガナ氏名						実印↓
	漢字氏名(自署)						
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	本人との関係	()
	電話番号	()	携帯電話番号	()			
	勤務先						電話番号 ()
変更事由（必須記入です。記入がなければ変更は認められません）							
新保証人	住所	〒					
	フリガナ氏名						実印↓
	漢字氏名(自署)						
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	本人との関係	()
	電話番号	()	携帯電話番号	()			
	勤務先						電話番号 ()
変更事由（必須記入です。記入がなければ変更は認められません）							

←記入必須

←選任条件については右記を必ず参照のうえ該当者欄は全て記入

連帯保証人・保証人変更届は、下記の記入上の注意点をよく読んでおくだけでなく誤りのないように記入し、**新連帯保証人変更・新保証人変更に必要な書類を添付のうえ、学校に提出してください。**

- ・「変更届記入日」、「本人欄」は必ず記入・押印してください。これらの記入がない場合、変更が認められません。
- ・**該当者について全ての記入がない場合は変更が認められませんので予めご承知おきください。**（但し電話番号、携帯電話番号、勤務先を除く）
- ・必ず該当者自身が記入し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。
- ・連帯保証人または保証人の住所は、現住所を記入してください。
- ・記入を誤った場合は、新しい変更届で書き直しをしてください。直接この変更届を訂正する場合は、該当箇所にも二重線を引き、訂正印（連帯保証人欄、保証人欄は実印）を押し、訂正してください。修正液での訂正は認められません。
- ・本人との関係の（ ）には、具体的な続柄を記入し には下記の続柄コードを参照し、数字3桁のコードを記入してください。

※「未成年後見人」とは通常未成年者に対して親権を行う者（一般的には父・母）がないときに法定代理人となる者のことです。

続柄コード（未成年後見人以外）

111	父	411	子	443	その他(4親等以内)
211	母	431	おじ	491	その他(知人等)
321	兄弟	433	おば	※配偶者は認められません	
323	姉妹	435	甥		
421	祖父	437	姪		
423	祖母	441	いとこ		

続柄コード（未成年後見人）

322	兄弟(未成年後見人)	436	甥(未成年後見人)
324	姉妹(未成年後見人)	438	姪(未成年後見人)
422	祖父(未成年後見人)	442	いとこ(未成年後見人)
424	祖母(未成年後見人)	444	その他(4親等以内・未成年後見人)
432	おじ(未成年後見人)	492	その他(知人等・未成年後見人)
434	おば(未成年後見人)		

新連帯保証人あるいは新保証人の選任できる条件は以下のとおりです。条件に該当するか必ず確認してください。

【連帯保証人】…「**印鑑証明書**」「**収入に関する証明書**」を添付してください。

- ・連帯保証人は原則として父母にしてください。父母がない場合はきょうだい、おじ・おば等にしてください。連帯保証人をおじ（またはおば等）にして保証人に父（または母）を選定することはできません。
- ・貸与終了時に本人が満45歳を超えることとなる場合は、連帯保証人は満60歳未満でなければなりません。
- ・未成年者等保証能力のない人及び配偶者は認められません。

【保証人】…「**印鑑証明書**」を添付してください。

- ・保証人は、本人及び連帯保証人と別生計の4親等以内の親族（おじ、おば、きょうだい等）を選んでください。
- ・原則として父母を保証人に選定することはできません。
- ・きょうだい等で同一住所で生計が異なる者を保証人に選定した場合はその旨も変更事由に記入してください。
- ・貸与終了時に本人が満45歳を超えることとなる場合は、保証人は満60歳未満でなければなりません。
- ・65歳以上の方はできるだけ避けてください。
- ・未成年者等保証能力のない人及び配偶者は認められません。

※ 4親等以内の親族でない者を連帯保証人・保証人にする場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を選んでください。その場合、**返還保証書及び資産等の証明書類**の提出が必要となります。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報(「延滞情報」(延滞額・延滞開始年・延滞月数等)を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されます。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。